

「農業経営アドバイザー活動推進協議会」規約

(名称)

第1条 この会は、農業経営アドバイザー活動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の情報共有及び連携を推進し、もって、農業経営アドバイザーの活動推進を図り、農業経営の法人化等のニーズに応えることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、本会の目的に賛同する次の団体等により構成する。

- (1) 農業経営アドバイザー審査会
- (2) 農業経営アドバイザーの輩出団体等
- (3) 農業経営アドバイザーのユーザー団体等

(活動)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のために必要な次の活動を行う。

- (1) 農業経営アドバイザーの認知度向上を図ること。
- (2) 農業経営アドバイザーの活動推進に関する情報の共有を図ること。
- (3) 農業経営アドバイザーの活動推進に関する会員相互の連携を図ること。
- (4) その他目的の達成にするために必要な活動に関すること。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理し、総会を招集する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、会員をもって構成し、年に1回開催する。

- 2 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) その他会長が定める事項
- 3 総会のほか、必要に応じて会長が会の招集を行うことができる。

(会員の負担)

第7条 協議会は、会員から会費を徴しない。

(事務局)

第8条 事務局は、株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部情報企画部に置く。

附則

この会則は、平成28年6月3日から施行する